

事後審査型一般競争入札の公告

事後審査型一般競争入札を行うので、公益財団法人滋賀県環境事業公社社会計規程35条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月8日

公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度 第S-2号 クリーンセンター滋賀施設解体等工事
(2) 工事場所 甲賀市甲賀町神
(3) 工事概要 管理棟 S造 解体 1棟 468m²
 雑用ポンプ室・雨水集水ピット・洗輪場 RC造 解体 3棟 85.25m²
 上記解体に伴う外構・電気・機械設備解体工事 1式
 浸出水処理施設 S造 改修 1棟 269.79m²
 上記改修に伴う電気・機械設備工事 1式
(4) 工期 契約締結日より 5日以内の日から令和8年9月30日まで
(5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
(6) 契約後VE方式 採用しない。
(7) その他 本工事は、「(當縛工事版)週休2日取組促進型工事(完全週休2日(土日)I型」である。
 詳細は入札説明書による。

2 競争参加資格要件

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(本公告の日(以下「公告日」という。)において最新のもの)に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものみが本入札に参加することができる。

(1)	登録業種	建築付帯工事
(2)	対応許可業種	解体工事
(3)	特定建設業許可	――
(4)	格付、順位、総合点数または総合評定値	――
(5)	地域要件	滋賀県内に主たる営業所を有する者
(6)	施工実績要件	――
(7)	参加する者に必要なその他の要件	――
(8)	設計業務受託者との関連に関すること	次に掲げる本工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。 (名称) 株式会社片淵建築事務所
(9)	その他	詳細は、入札説明書による。

3 提出書類

	提出書類	提出場所	備考
(1)	誓約書(様式第1-1号)	公益財団法人滋賀県環境事業公社	入札説明書4(1)のとおり。

4 入札日程等

	手續等	期間等	場所等
(1)	入札説明書等の閲覧	令和8年 1月 8日から 令和8年 1月 29日まで	ア 紙による閲覧 公益財団法人滋賀県環境事業公社 〒520-3411 甲賀市甲賀町神645 TEL 0748-88-9191 FAX 0748-88-6322 E-mail: ccs-kousha@ac-koka.jp

			<p>イ 電子による閲覧 公益財団法人滋賀県環境事業公社 ホームページ内 http://www.shiga-kj.com</p>
(2)	設計図書の配付	(1)に同じ。	特記仕様書等については、公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページからダウンロードにより取得すること。
(3)	入札説明書等に関する質問受付	令和8年 1月 8日から 令和8年 1月 26日まで の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）	(1)アの場所に持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。FAXまたは電子メールで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
(4)	入札説明書等に関する質問回答の閲覧	(1)に同じ。	(1)イに同じ。
(5)	入札日時および入札書等受付日時	令和8年 1月 30日 午前10時	公益財団法人滋賀県環境事業公社 浸出水処理棟2階研修室に持参すること。
(6)	内訳書開封および開札予定日時	(5)に同じ。	公益財団法人滋賀県環境事業公社 浸出水処理棟2階研修室
(7)	競争参加資格がないことにに対する説明請求	落札決定日の翌日から起算して 3日以内	(1)アの場所に持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。FAXまたは電子メールで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
(8)	競争参加資格がないことにに対する回答	(7)の最終日の翌日から起算して5 日以内	—

表中の期間等については、公益財団法人滋賀県環境事業公社の休日を定める規程(平成27年4月1日施行)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。また、時間帯の記載のないものについては、次のとおりとする。なお、翌日と記載がありその日が休日に当たるときは、休日の翌日を指す。

(1) 紙による閲覧、申請

土曜日、日曜日および祝日を除く、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

5 その他

(1) 郵便入札の取扱い

認めない。

(2) 入札の無効

入札説明書5（3）または（5）に該当する場合

(3) 落札者の決定方法

最低制限価格制度を適用する。

(4) 入札保証金

免除

(5) 契約保証金

落札金額の10%以上を納付すること。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 支払条件

ア 前金払 あり

イ 中間前金払 あり

ウ 部分払 なし

(8) 特記事項

本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は特記仕様書記載の要件を全て満たさなければならない。

支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和7年度 約40% 令和8年度 約60%

(9) その他

詳細は、入札説明書による。